

平成二十六年国土交通省令第四十号

法施行規則

国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法

奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第十一條第四項第二号、第十七條第八項、第九項及び第十項において準用する通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第三章、第四章及び第三十五条並びに奄美群島振興開発特別措置法第十八条第一項、第二項及び第四項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則を次のように定める。

(法第十一條第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業)

**第一条** 奄美群島振興開発特別措置法(以下「法」という。)第十一條第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。

一 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第三項に規定する簡易宿所営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの

二 旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業(観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類)

**第二条** 法第十七条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。

項一 第一条七十第法	
規定	書類
旅行業法 第三条の 登録に 係 る部分	実施主体の商号、主たる営業所の名称及び所在地、代理業者の名称並びに住所を記載した書類並びに旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)第一項の四第一項第一号及び第二号に掲げる書類
旅行業法 第六条の 第四第三項 の規定に 掲げる書類	変更事項を記載した書類並びに旅行業法施行規則(昭和四六年運輸省令第六十一号)第一項第一号及び第二号に掲げる書類

による届出  
に係る部  
分

附 則 (平成二七年一二月九日国土交通省令第八二号)抄

(施行期日)

附 則 (令和六年三月三〇日国土交通省令第四六号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**第三条** 法第十七条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記第一号様式とする。(法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める研修)

**第四条** 法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める研修は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 旅行業法施行規則第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる科目について行うものであること。

二 旅行業法第十一條の三第三項に規定する研修の講師又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通大臣が告示で定める者を講師とするものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める方法により行うものであることを。

(奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の要件)

**第五条** 法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める要件は、前条の研修の課程を修了した者であることとする。

(奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式)

**第六条** 法第十七条第四項の規定により奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一條の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則別記第二号様式」とする。

**附 則** (平成二九年一〇月三一日国土交通省令第六六号)抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成三十年一月四日から施行する。

1 1 この省令は、平成三十年一月四日から施行する。

(奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の要件)

**第五条** 法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める要件は、前条の研修の課程を修了した者であることとする。

(奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式)

**第六条** 法第十七条第四項の規定により奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一條の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則別記第二号様式」とする。

**附 則** (平成三十一年六月一四日国土交通省令第五三号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、令和三年九月一日から施行する。

(経過措置)

1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (令和四年二月二八日国土交通省令第七号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

(経過措置)

1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

**附 則** (平成二十七年七月十六日)から施行する。  
令第六八号

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

別記第一号様式（第三条関係）

記入第一種類別 (第二条第三項) (印字欄に記入し、印字欄に記入する場合は印字)	
セイ ノミコト メイテイ	
実業者の登録番号(税務署代管登記用)	
登 役 号	税務署内実業者登録代管番號
登 役 年 月 日	年 月 日
会 社 名	年 月 日から 年 月 日
内閣府登記者登録番号	
内閣府登記者登録番号	
氏名(本姓と本名)	
実業者登記の目的	
新規登記の登記事項	
登 役 指 定	
会 著 事 行	

注 1. 地の色は、黄緑色とする。  
 2. 受託旅行を継続していない者にあっては、受託旅行会社旅行名の欄を省略することができる。  
 3. 受託旅行会社旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明記となるよう記載する。

別記第一号様式（第六条関係）

別冊第一号表(改)第6類別	
<span style="margin-left: 10px;">支店名</span>	
<span style="margin-left: 10px;">氏名</span>	
<span style="margin-left: 10px;">年月日</span>	
<span style="margin-left: 10px;">年月日</span>	
<small>上記の登録に当たるする者を管轄の国税局が定めた様式</small> <small>郵便局者へることを要する。</small>	
<small>(発行日)</small> <span style="float: right;">年月日</span>	

重要部局の国税局が定めた様式で代表者の氏名又は名称  
とする場合はその略称  
注: 著者 云々